

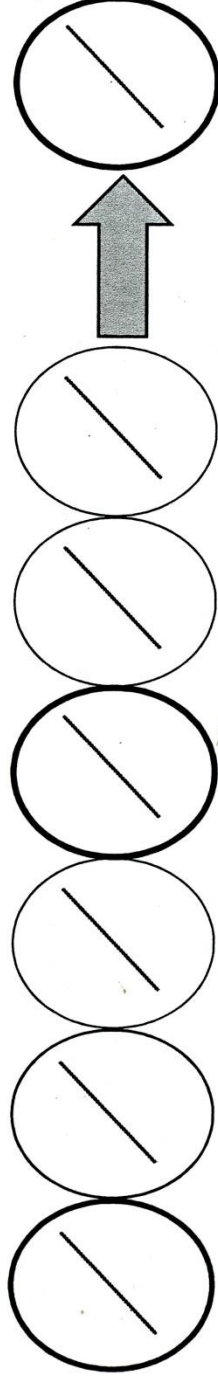
出席停止期間確認表

○学校保健安全法によってインフルエンザでの出席停止期間が、

「発症後5日を経過、かつ解熱後2日を経過するまで」となっています。

お子様は 月 日に発症されていますので、★3日目の 月 日に平熱になつていれば、6日目の 日に登校が可能になります。

その日までは熱がなく、元気で登校は出来ませんのでご注意ください。



発症日

1日目

2日目

★3日目

4日目

5日目

最長6日目に
登校可能

★3日目に平熱にさがらなかつた場合は、出席停止期間が延長されます。4日目、5日目と様子を見ていただき、熱が下がってからの2日間は自宅療養して下さい。その後、登校は可能です。

平成 年 月 日

完 治 届 (インフルエンザ)

学校長殿

第 学年 組

氏 名

医療機関名

< 欠席・治療を要した期間 >

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

下記の該当するどちらか、または両方の番号に丸をつけてください

- 1 医師から病気が完治したと診断された
- 2 家庭における観察により、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過したことを確認した。

< 注意事項 > 運動の制限等の必要がある場合は記入してください

以上により、完治したことを届けます

保護者名

印